

# 琵琶湖疏水をめぐる政治動向再論（上）

高久嶺之介

はじめに

## 一 京都公民会の市内会員

(1) 公民会の特徴

(2) 公民会における市内会員数と組織問題

(3) 市内会員の地域分布と階層性

(4) 市内会員の日常活動

(5) 京都市会・市参事会における公民会の位置

## 二 琵琶湖疏水開通のイベントとジャーナリズム

(1) 三つのイベントと市民の熱狂

(2) 『東京日日新聞』の論調

(3) 地元新聞と『京都公民会雑誌』の論調（以上本号）

## 三 水力電気利用問題（以下次号）

## 四 鴨川運河

## はじめに

本稿は、直接的にはかつての拙稿の不充分さを補うことを目的とする。筆者は、一八七八年・七九年に「琵琶湖疏水工事をめぐる政治動向」(上)(下)〔史朋〕一三号、一四号)という拙稿を書いた。この拙稿は、琵琶湖疏水工事をめぐる種々の政治動向の内、明治二〇年代におけるこの工事に対する反対および不満の動きを当時の政治・社会状況を背景にして述べたものである。この拙稿の不充分さは、第一に、「今日からみても想像を絶するこの大工事は、完成の結果、今日まで京都市民に多大の利益をもたらした」、と安易に琵琶湖疏水工事を評価したことである。琵琶湖疏水工事の評価は、水力電気事業、運輸、精米、灌漑、衛生、景観など総合的に評価しなければならなかったが、そのような作業過程を経ずに、評価は一般的叙述にとどまっていた。第二は、一八九〇年(明治二三)四月九日琵琶湖疏水の疏通式(竣工式)が行なわれるが、この時期京都市民がこの工事にかなり疲弊していた状況を明確に位置付けることができなかつたことである。第三に、一八八九年(明治二二)末から一八九〇年初頭の水力電気利用の京都電燈会社委託問題の背景に明治二〇年代前半期に京都府内において最大の会員数を誇った京都公民会(以下公民会と略す)に対する批判の政治状況があつたことは指摘したが、公民会員内部の様々な意見の分裂を描くことができなかつたことである。第四は、鴨川運河の着工の過程を捨象したことである。鴨川運河の着工の過程を分析しなければ、当時の京都市民の疲弊状況、ついで京都市内における地域分立傾向を明らかにできないし、さらには後述するように公民会解散の遠因を明らかにできない。

これらの不十分な点の中、第一の琵琶湖疏水工事の評価については、膨大な琵琶湖疏水についての研究を整理す

る必要があり、簡単にはできない。したがって、この問題は他日を期し、当面第二、第四の問題点について具体的に述べてみたい。

本稿は、副次的にもうひとつの拙稿の不充分さを補う意味もある。この拙稿とは、一九七六年に書いた「明治憲法体制成り立ち期の吏党」(同志社大学人文科学研究所編『社会科学』二二号)というものである。この拙稿は、前述したごとく京都府内で最大の政社であった公民会の創立から解散までの過程を描いたものである。この拙稿は、公民会そのものが全府的政社であったから、全府的に公民会と公民会に対抗する政治諸集団との対抗を基軸に分析した。しかし、公民会は、京都市内に多くの会員を有しており、市内会員の動向が重要にもかかわらず、市内会員の動向は論理および実証とも不十分にしか扱うことができなかった。したがって、この結果、公民会員が京都市会でのような動きをしたのか、組織的対応は行なったのかなどの諸点は全く触れることができなかったし、また、公民会解散の遠因を形成した京都市内の地域分立傾向を過小評価する形になった。<sup>3)</sup>この拙稿の不充分さは他にもあるが、<sup>4)</sup>当面上記の不充分さを補う意味で、本稿では、水力電気利用問題、鴨川運河問題の過程を追う中で、付随的に公民会員の動向をも明らかにすることになる。

以下の分析では、第一に公民会とはどういう政社であったか、その中で公民会における京都市内会員の位置はどのようなものであったか、第二に、一八九〇年四月の疏通式前後の京都市内の状況とジャーナリズムの反応を明らかにし、この第一、第二の分析を踏まえて、第三に水力電気利用問題の過程、第四に鴨川運河問題の過程を分析することになる。そして、これらの分析を通して、明治二〇年代初頭の京都市の政治・社会状況を再度浮き彫りにしたい。なお、鴨川運河の着工過程については、すでに『琵琶湖疏水の一〇〇年へ叙述編』(京都市水道局、一九九〇年)に的確に叙述されている。本稿は、史料より直接この着工過程を追うが、結果として屋上屋を重ねる部分があることをお断わりしておきたい。

注

- (1) 拙稿「琵琶湖疏水工事をめぐる政治動向」(上)三七頁。
- (2) 京都公民会は、一八八九年九月二三日の第二回総会で規約改正が行なわれ、「京都府公民会」と名称変更されている(『京都公民会雑誌』八号、四頁)。
- (3) この拙稿で京都市域の問題を重視しなかったことに対する批判は、名指しの批判ではないが、すでに小林文広氏によつて指摘されている(小林文広「都市名望家の形成とその条件——市制特例期京都の政治構造——」『ヒストリア』第一四五号、一九九四年)。小林氏は、公民会解散の要因に筆者も指摘した京都府会における非公民会派の成立という政治的対立のほか、京都市内における地域間対立があり、そしてそれが北垣府知事(市長)がすすめた「鴨東開発論」による経済力の移動がもたらしたものとする(二一四〜二一五頁)。「この内在的要因とでもいふべきものを重視すべき」(二一五頁)という主張はまったく正当であり、明らかに拙稿ではこの認識を欠いていた。
- (4) 公民会についての拙稿は、他日機会を見て全面的に書きなおす予定である。

## 一 京都公民会の市内会員

### (1) 公民会の特徴

京都公民会の創設は、一八八八年(明治二二)一二月一六日、府会議長田中源太郎が府会議員有志の懇親会(五一名出席)席上で地方政治組織創設を提案したことが契機になる。その後、府会議員を中心にして組織化が行われ翌年二月一日規約を定め政社になる。そして、第一回衆議院議員選挙、第二回衆議院議員選挙を経て、一九九二年(明治二五)三月一六日、公民会は總會を開き解散を決定する。公民会の存続期間は、一八八五年(明治一八)からはじまった琵琶湖疏水工事が完成するほぼ一年前から、京都市会において鴨川運河の中止の動きが顕著になる時期までの三年一カ月であった。上述した拙稿に新たな知見を加えて、公民会の特徴を言えば、次のようになる。

- ① 公民会は明治十年代自由民権運動の再興を意図する大同団結運動に対抗して、実利主義的立場から京都府下人

心の組織化を果たそうとしたものであった。組織化の目標は当然来るべき衆議院議員選挙である。公民会は、成立以前からそして成立後も井上馨の自治党との関係が巷間に噂されるが、帝国議会開設前はいかなる中央政社、政治組織との関係を持たない京都府独自の政社であった。

② 公民会は、市制町村制に規定された公民権有資格者を会員資格とし（ただし公民権中二カ年の制限は問わず）、また「主トシテ地方ノ公務ニ参与」する者、すなわち府会議員、市町村会議員、町村長などの名望家層が主なる構成員であった。会員数は、最高時一九〇〇名で、京都府下最大の政治組織であった。会員は全府下にわたっているが、京都市中（上京区・下京区）の会員の比重が高く、それに比例するかのよう<sup>1</sup>に京都商工会議所さらに商業会議所の役員や京都市中での新興企業の役員が指導層の中核を構成した。

③ 公民会は、京都府会、京都市会での最大党派であり、府会常置委員、市名誉職参事会員も公民会員が圧倒的多数を占めた。そして公民会は北垣国道府知事（市長）の与党的色彩がかるうじて強い組織であったといえよう。このことの意味は次のようになる。府会においては、一八九一年秋に府会において非公民会派が成立することにより、組織的対応を余儀なくされ、北垣府知事が公民会を援護したため明確に与党的様相を呈する。しかし京都市会においては、北垣市長に明確に敵対することはないにしても、北垣与党と言えるほどの実態は示し得なかった。京都市内における北垣の地域開発政策は明らかに鴨東地域に偏重しており、公民会は京都市会で圧倒的多数を占めるがゆえにかえって地域利害が錯綜し、内部分裂をせざるを得なかった。そして、市会においても、一八九一年から非公民会派の組織的動きが始まること<sup>2</sup>によって分裂に拍車がかかっていく。

④ もともと、公民会は地域利害に対する組織的対応ができない組織であった。公民会は設立当初の「規約」に、会の目的として「知識を交換し交誼を親密にする事」としたように、きわめて緩やかな結合体であった。また、時代は国政が焦点になる時代であり、第一回衆議院議員選挙を射程において組織された、つまり国政を意識して

組織されたという経緯があった。したがって一八八九年の条約改正問題など国政問題では一定の組織的対応を行なう。そして、一八九〇年九月には、第一帝国議會を前に一三政綱三八政目からなる「京都府公民会政綱政目并理由」<sup>②</sup>という国政全般にわたる公民会の希望を述べた文書を組織的に作成する。しかし、この文書は、地租軽減や營業税国税化、「必要ナル実業ニ適当ノ補助」という一般的要求は含んでいたが、京都府・京都市の地域の問題をまつたく含んでいなかったことに象徴されるように、公民会は京都府・京都市独自の地方利害・地域利害のからむ問題についての政策を持つていなかった。当然、これらの地域問題に組織的対応ができるわけがない。要するに、公民会は、現実の地域利害から種々の政治組織ができてくるという時代以前の組織であった。

⑤ 公民会が成立した時期は、明治十年代後半からつづく企業勃興期にあたり、北垣府政は積極的に京都に本店を置く銀行や新興企業を育成しようとした。<sup>④</sup>府知事である北垣にとってそのことが京都經濟振興に役立つと考えたからである。<sup>⑤</sup>しかし京都商工銀行や京都電燈会社などのそれらの企業の役員は公民会員、しかも幹部クラスが多数を占めたため、これらの公民会役員が絡んだ会社と北垣との密着した関係を、府会や民間の非公公民会各集団より批判される側面を有していた。

## (2) 公民会における市内会員数と組織問題

以上の点を踏まえた上で、琵琶湖疏水工事・鴨川運河の舞台は京都市であるから、京都市における公民会の位置をさらに詳述してみよう。

まず、公民会の会員数の中での市内公民会員数の比重である。表1は、創立時から解散時までの四カ月毎の会員数を示したものである(ただし『京都公民会雑誌』最終号である三五号掲載の一八九一年一二月の会員数も表示した)。

京都市内上・下京区が設立時に全会員の五四パーセントと最も会員数が多かった。これ以後郡部が会員数を伸長

させていくが、<sup>6</sup>京都市内会員が二割をきることはなかった。京都市内の会員数は、上京区がほぼ二百名前後をほぼ横這いし、下京区は、一八九〇年（明治二三）七月の第一回衆議院議員選挙後に会員数を減らしていく。<sup>7</sup>

役員層でも市内会員の比重が高かった。設立時、公民会は下京区第四組菱屋町に本部事務所を設置し、<sup>8</sup>本部役員として幹事七名、常議員三〇名をおいた。幹事は「本会一般ノ事務ヲ管掌」する執行者、常議員は「本会重要ノ事務ヲ議定」する議事者（規約第九條）、というように別々に選出され役割の分担体制をとっていたが、現実の会運営には不便であり、一八八九年九月二三日の第二回総会で幹事を常議員の互選とし「凡テノ事件ハ幹事常議員ノ會議ヲ以テ定ムルニアリ」、<sup>9</sup>と幹事を執行・議事両面において最高責任者とした。幹事七名中、とくに最高指導者は設置せず、幹事の内毎月二名づつが月番主任として運営にあたるという集団運営体制をしいた。<sup>10</sup>幹事は、創設時から解散時まで三回の改選（四期）が行われているが、創立から解散まで一貫して幹事を勤めるのは田中源太郎（南桑田郡）、浜岡光哲（上京区）、雨森菊太郎（下京区）、田宮勇（綴喜郡）、上野弥一郎（加佐郡）、二期幹事を勤めるのが西堀徳二郎（上京区）、松野新九郎（愛宕郡）、一期幹事を勤めるのが竹村弥兵衛（下京区）、大沢善助（上京区）である（竹村を除いて府会議員）。なお、創設時機関誌『京都公民会雑誌』の責任にあたる雑誌主任には幹事中雨森菊太郎が就任しているが、<sup>11</sup>その後も継続してこの任にあたったと思われる。これらの役員層である本部幹事・常議員数を表2で見ると、会員数の比率以上に京都市内に役員が多い。幹事では七名中常時四名、五七パーセントが市内会員、幹事・常議

表1 市内公民会員数の変遷

|        | 1889年<br>2月 | 1889年<br>6月 | 1889年<br>10月 | 1890年<br>2月 | 1890年<br>6月 | 1890年<br>10月 | 1891年<br>2月 | 1891年<br>6月 | 1891年<br>10月 | 1891年<br>12月 |
|--------|-------------|-------------|--------------|-------------|-------------|--------------|-------------|-------------|--------------|--------------|
| 上京区    | 205         | 213         | 209          | 217         | 213         | 201          | 199         | 202         | 187          | 184          |
| 下京区    | 394         | 391         | 391          | 396         | 397         | 257          | 316         | 247         | 320          | 316          |
| 京都府全体  | 1,107       | 1,516       | 1,778        | 1,844       | 1,922       | 1,867        | 1,819       | 1,864       | 1,868        | 1,871        |
| 市内会員割合 | 54%         | 40%         | 34%          | 33%         | 32%         | 25%          | 28%         | 24%         | 27%          | 27%          |

出典：『京都公民会雑誌』1, 5, 9, 13, 17, 21, 25, 29, 33, 35号

備考：市内会員割合は、小数点以下四捨五入。

員を含めた数では、成立時の五九パーセント、一八八九年一〇月以降は三〇名中一九名、六三パーセントが市内会員であった。各郡での役員がおおむね各郡一名、田中源太郎のいる南桑田郡のみ二〜三名であったが、南桑田郡出身の田中源太郎は、京都市内で多くの会社の経営にかかわり、ほとんど京都市を拠点としていたから、実際上会の指導はおおむね京都市内在住会員および京都市を拠点とした会員によって担われていたといつてよい。

以上見たように、公民会は市内会員の比重が高かったが、組織的にも市内会員の比重が高まらざるをえない要因があった。すなわち、郡部における支部体制が機能しなかつたこと、そのことがますます公民会が京都市内を中心とした組織の性格を強めていくこと、である。以下、この点について述べておこう。

創立当初、公民会はその規約で「一郡ニ於テ三〇名以上ノ会員アルトキハ支部ヲ設クルコトヲ得」（一五条）と規定し、二月二二日の常議員会で標準

表2 区郡別役員（幹事・常議員）数

| 期間<br>区郡名 | 1889年<br>2月～9月 | 89年10月<br>～90年9月 | 90年10月<br>～91年9月 | 91年10月<br>～92年3月 |
|-----------|----------------|------------------|------------------|------------------|
| 上京区       | 12(2)          | 10(3)            | 8(2)             | 8(2)             |
| 下京区       | 10(2)          | 9(1)             | 11(1)            | 11(1)            |
| 愛宕郡       | 1              | 1                | 2(1)             | 2(1)             |
| 葛野郡       | 4              | 1                | 1                | 1                |
| 紀伊郡       | 1              | 1                | 1                | 1                |
| 綴喜郡       | 1(1)           | 1(1)             | 1(1)             | 1(1)             |
| 相楽郡       | 1              | 1                | 1                | 1                |
| 久世郡       | 1              | 1                | 0                | 0                |
| 南桑田郡      | 3(1)           | 2(1)             | 2(1)             | 2(1)             |
| 船井郡       | 1              | 1                | 1                | 1                |
| 天田郡       | 0              | 0                | 1                | 1                |
| 与謝郡       | 1              | 1                | 0                | 0                |
| 加佐郡       | 1(1)           | 1(1)             | 1(1)             | 1(1)             |
| 合計        | 37(7)          | 30(7)            | 30(7)            | 30(7)            |

出典：『京都公民会雑誌』1～35号

備考：役員の数字は幹事と常議員を加えた数であり、( )内は幹事数である。



となる「支部規程」(全十条)も決定している。<sup>13</sup>ただし、京都市内については、本部があるために支部は置かれず、かわつて「京都市内会員集会規程」<sup>14</sup>を定めている。このようにして郡部では支部が創られるようになり、二月二十六日加佐郡舞鶴支部、三月五日綴喜・久世支部、六日相楽支部、一日南桑公民会(ここではなぜか支部という名称は使用されていない)が、各々の郡内会員によつて郡支部規程の条文化をともなつたうえで設置された。<sup>15</sup>

しかし、この「支部」という名称は、一八八二年(明治一五)六月三日公布の集会条例改正追加第八条の「支社」に類するとの注意を、警察署よりうけたためであろうか。三月二八日発行の『京都公民会雑誌』第二号の「会告」で、「本会雑誌第一号中支部ニ関スル明文ハ総テ取消ス」<sup>16</sup>として支部規定は廃止され、各郡支部はすべて消滅する。この結果、各郡では支部設置をあきらめ、京都市内と同様に定期的に会員の集会を開催することとし、郡毎に郡内会員定期集会規定を条文化している。すなわち、四月一日「南桑田郡会員定期集会規定」、四月一日「加佐郡会員定期集会規定」、五月四日「相楽郡会員集会規定」、五月二〇日「船井郡会員定期集会規定」、六月二三日「愛宕郡会員定期集会規定」<sup>17</sup>が、各郡の集会で条文化されている。<sup>18</sup>

しかし、この各郡定期集会規定は定められた直後の六月下旬からいづれも認可が所轄警察署により取り消される。それは次の事情による。

従来本会員カ市内又ハ各郡ニ於テ定期集会ヲ開クニ就テハ、定期集会規定ヲ定メ所轄警察署へ届出テ既ニ認可ヲ受ケアリシニ、去ル六月廿一日後何レモ認可ヲ取消サレタリ、是レ別段他ニ故アルニアラサレトモ、特ニ何市何郡ノ公民会員ト限リヲ設クレハ支社ニ類スルノ嫌アルニヨリタルマテナリ。因テ、爾後一市又ハ一郡限リノ会員集会ヲ開クニハ、単ニ京都公民会ノ集会トシ、其都度本会幹事、又ハ臨時本会幹事ヨリ委託シタル幹事代理人ヨリ集会三日以前ニ所轄警察署へ届出ツヘキコトヲ定メ夫々各郡ノ委員へ通知セリ。<sup>19</sup>

この結果もし各郡の公民会員が郡内会員集会を行なおうとするならば、その期日、場所を京都市内の本部事務所

に通知し、本部事務所の幹事を通じて郡内所轄警察署に連絡するという手続きをとらざるをえなくなる。郡部集会の責任者はあくまで本部幹事である。そして幹事が責任者である以上、基本的に集会への幹事の出席が不可欠になる。

以上の手続き上の複雑さ故に、各郡の会員集会は季節毎に行いえれば上出来の方であり、集会も郡内「公共事件」討議よりもむしろ本部幹事の時勢演説、本部の意見の説明・承認の場となっていく。<sup>19</sup> 以上のようにして公民会は創立から四カ月間で、郡部会員の組織的日常生活を全く閉ざしてしまい、ますます京都市内中心の様相を強めていく。しかし、京都市内中心といっても、京都市内で十分な日常生活が展開できたであろうか。

### (3) 市内会員の地域分布と階層性

公民会の京都市内での活動に触れる前に、京都市内における公民会員の地域分布はどのようなものであったかを示しておこう。公民会は、一八八九年五月二〇日の常議員会で、京都市内は会員数が多く、整理が行き届きかねるという理由で、「会員ノ多寡ト地理ノ都合トニ依リ」全市を一三部に分割し、各部に委員を置き、「会務の整理等を委嘱」することにした。<sup>20</sup> 翌月二〇日の常議員会で決定された一三部の分布と『京都公民会雑誌』一号・二号（一号遺漏分会員掲載）に掲載された会員名簿で部毎の人数を割り出せば次のようになる。<sup>21</sup><sup>22</sup>

第一部（上京区元一組、四組、六組、七組、八組、一三組、一五組、一六組、一八組、一九組）↓五九人

第二部（上京区元九組、一〇組、一七組、二〇組、二二組）↓四一人

第三部（上京区元二三組、二四組、二六組、二七組、二八組、二九組）↓四八人

第四部（上京区元一一組、一二組、二二組、二五組、三〇組、三一組、三二組、三三組、三四組）↓五〇人

第五部（下京区元一組、二組、三組）↓四九人

第六部 (下京区元四組) ↓四六人

第七部 (下京区元五組、六組) ↓五〇人

第八部 (下京区元七組、八組、一五組) ↓五五人

第九部 (下京区元九組、一〇組、一一組) ↓三六人

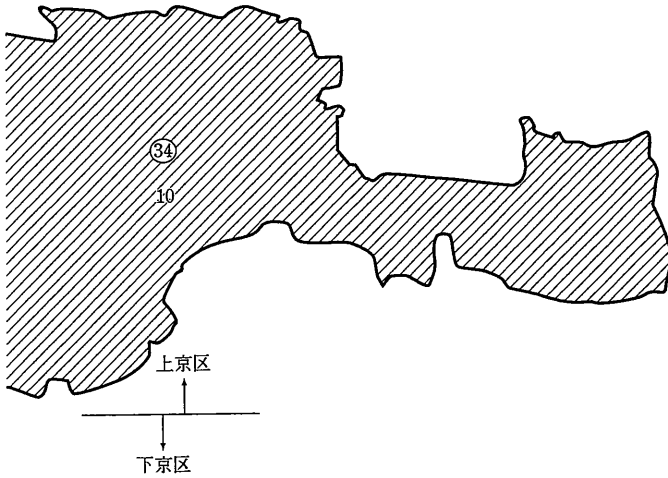
第十部 (下京区元一二組、一三組、一四組) ↓五八人

第十一部 (下京区元二〇組、二一組、二四組、二五組、二六組、二八組、三一組) ↓三五人

第十二部 (下京区元一七組、一八組、一九組) ↓五三人

第十三部 (下京区元一六組、二九組、三二組) ↓五人

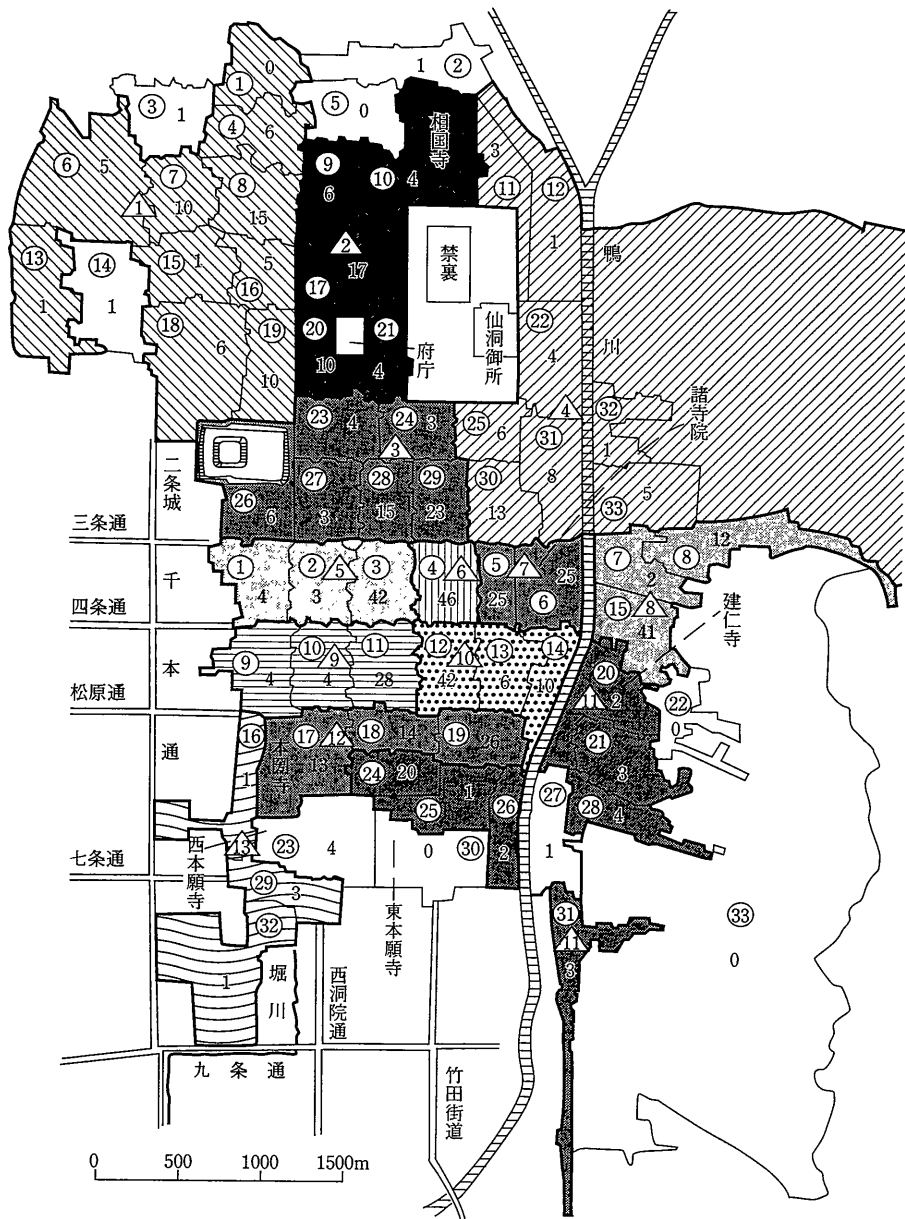
図1は、さらに創設時の公民会員数を、部および元組(学区)ごとに分別し、そして表3は創設時から解散時までの公民会員中の京都市内の幹事・常議員名を部・学区ごとに示したものである。図1、表3によれば、もちろん会員は広く京都市中に分布しているが、上京区では二九組がもっとも多く、次いで一七組、二八組、八組、三〇組と続く。下京区では、四組がもっとも多く(四組はひとつの部を構成、次いで三組、一二組、一五組、一一組と続く。特徴的な点は、上京区二九組、二八組、下京区四組、三組、一二組、一一組など室町筋を中心に織物問屋集中地域および下京区一五組、すなわち祇園地域にもっとも多くの会員が集中していることである。一方、第一部、すなわち西陣およびその周辺地域は一定の数はあるものの、各組ごとに見ればそれほど多くの会員数の集中は見えないといつてよからう。この点で、さらに付言すれば、かつて小林文広氏はその論稿で、一八八七年創設の西陣紋織会社、一八八八年創設の西陣織物会社、一八九〇年創設の西陣倶楽部など西陣織の有力機業家と中安信三郎、富田半兵衛の動きを指摘したことがあるがこれら西陣を基盤とする有力機業家の公民会への参加は相対的には少ないといえよう。<sup>24</sup>したがって、公民会員は京都市内に広く分布していたといつても、仔細に見れば、一定の偏りは有していたの



出典：部数は『京都公民会雑誌』第5号、2頁、学区別公民会員数は、『京都公民会雑誌』第1号、2号。

備考：○内数字は元組(学区)番号、単なる数字は公民会員数、△内数字は部数。  
 11部は下京区20・21・24・25・26・28・31組で27組は含まれない。  
 なお、本図は小林丈広氏が「都市名望家の形成とその条件—市制特例期京都の政治構造—」(『ヒストリア』第145号)で作成した図をそのまま借用させていただき、これに元組(学区)ごとに公民会員数等を記したものである。

図1 部および学区別公民会員数



である。しかし、ともあれ公民会員は、鴨川の東も、高瀬川周辺も、堀川周辺も広く分布していた。したがって、後述するように琵琶湖疏水および鴨川運河問題などでは公民会員の間に利害が異なり、内部で対立を深めていくのである。なお、公民会の幹事・常議員がある特定地域に集中しているということはない。上京区一七組、下京区一一組には三人が集中しているが、たまたま有力者が集まったに過ぎない。

公民会の京都市内会員はどのような階層性を持っていたであろうか。市内公民会員は、一八九一年（明治二四）四月の商業会議所会員選挙当選者四〇名中二〇名を数えており、<sup>26</sup>公民会員は、京都実業界にも確たる位置を持つていた。そして室町問屋筋に多数の会員を抱えていたことは前述したとおりである。ただし、京都市内上層部分を完全に網羅していたわけではない。小林文広氏はその論文で、一八八六年（明治一九）段階で五万円以上の資産を有する京都市内での資産家一名（上京区三一名、下京区八〇名）を紹介している。<sup>26</sup>小林氏によれば、これら一一一名は、ほぼ室町や三条

表3 幹事・常議員地域表

[上京区]

(第1部) 上京7-田中善右衛門

(第2部) 上京9-野原新造, 上京17-〇西堀徳二郎・〇西村七三郎・舟木宗治, 上京20-堀五郎兵衛, 上京21-〇浜岡光哲

(第3部) 上京23-高木斎造・西村五三郎

(第4部) 上京11-坂本則美, 上京25-〇大沢善助, 上京30-内貴基三郎, 上京34-辻重義

※上京14-朝尾春直

[下京区]

(第5部) 下京3-西村治兵衛・山田定七

(第6部) 下京4-河村清七

(第7部) 下京6-古川吉兵衛

(第8部) 下京15-西村義民

(第9部) 下京11-〇雨森菊太郎・上島安兵衛・田中弥一

(第10部) 下京12-東枝吉兵衛, 下京14-玉水新太郎

(第11部) 下京24-〇竹村弥兵衛, 下京28-中村栄助・中野忠八, 下京31-宍戸龜三郎

※下京30-下間庄右衛門

出典：『京都公民会雑誌』第1号，8号，20号，32号

備考：1. 〇は幹事経験者，他は常議員経験者。

2. ※の上京14組，下京30組は1889年6月20日の時点で，部の別に入っていない学区である。

通りという京都の中心部での問屋、金融業者を営むものが突出しており、またこれらの階層は、京都に居住しながら経済活動を東京や大阪など他都市に移しつつあり、さらには公共事業には「無関心」が圧倒的であったという。<sup>27)</sup>この一一一名を、『京都公民会雑誌』第一号所収の一八八九年二月現在の名簿と対照させると、一一一名中公民会参加が確認できるのは上京区二一名、下京区三七名、総計四八名、約四三パーセントの割合である。「無関心」層の一定の存在を考慮に入れば四三パーセントという数字は、公民会が京都市内の上層部分を相当程度集めていたとみてさしつかえない数字であろう。たとえ、三井八郎右衛門、下村正太郎、磯野小右衛門などが参加していても、飯田新七、内實甚三郎、熊谷市兵衛、外村宇兵衛などがいたのである。しかし、この一一一名を一八九一年九月二二日現在『京都公民会人名簿』と対照させると、公民会員は上京区七名、下京区二一名、総計二八名、約二五パーセントの割合に減少していく。一八八九年二月から九一年九月の約二年半の間に、京都市内上層部分に相当の退会者が出たことがわかる。第一回衆議院議員選挙をピークとした政治の季節が終わったとき、京都市内上層部分により「無関心」の度合いが進行したと思われる。

なお、上・下京区の五万円以上の資産家（一八八六年の時点）の公民会員の中には、一人として公民会の幹事や常議員を勤めるものはいなかった。明治二〇年代初頭の時期、京都市内においては政治の担い手と経済の担い手は一致しなかったのである。やがて、京都市内の公民会員は、田中、浜岡等が経営する新興企業の中で重要な位置をしめてくる。

公民会に市内の実業家を相当数含んでいたとしても、必ずしも経済的上層のみで構成されていたわけではない。たとえば、第一回衆議院議員選挙が行われる直前の一八九〇年六月二六日現在の公民会員数は、上京区二一三名、下京区三九七名であったが、<sup>28)</sup>有権者数は上京区一一一名、下京区二〇八名であった。<sup>29)</sup>明らかに、公民会員中少なくとも上京区で一〇二名（四八％）、下京区で一八九名（四八％）は衆議院議員選挙権を持っていなかったことにな

る。實際は選挙権を持っていない公民会員はもつと多かつた。この点で注目されるのは、一八九〇年六月三日、公民会員五四名を集めて開かれた市内会員集会である。この集会では、第一区（上京区）・第二区（下京区）の衆議院議員候補者予選が行なわれた。その席上、大槻俊次は、「本日予撰会ノ出席者ハ乍失敬撰挙権ナキモノ多キニ居レリ、私モ其一人ナリ」、したがって、ここでの予撰を止めて会員中の選挙権あるものの集会を開いてはどうかと提案した。これに対し、この会を仕切っていた幹事の西堀徳二郎は、「御説御尤ナレトモ本会員中ノ撰挙権ヲ有スルモノハ漸ク撰挙人総数五分ノ一位ニ過ギズシテ到底会員外ニ投票ヲ望マザレバ勝ヲ制スルコト能ハズ」（傍点筆者）、したがって本日の予選会で高点を占めたものを輿論とし奔走尽力するはずであり、ともかく投票をしよう、と発言し、多数の同意者を得た。<sup>30</sup> 西堀の言が事実とすれば、当時の公民会員の五分の一、上・下京区合わせて一二〇人程度しか衆議院議員有権者は<sup>31</sup>いかなかったことになる。選挙権は、日本臣民で満二五歳以上の男子、選挙人名簿調整期日より一年以上前から同一府県内に定住するもの、選挙人名簿調整期日より一年以上前から直接国税（地租と所得税）一五円以上納入するものであったから、二五歳以下、あるいは一年以内に他府県より京都府に来たものもいたと思われるが、ともあれ、直接国税一五円以下のものもかなりの数を占めていたことは間違いない。結局のところ、公民会は田中源太郎、浜岡光哲、大沢善助など府會議員で企業勃興期の新興資本家である人々を中核とし、上層部分も加えた京都市内の中層以上の人々によって構成され、宣伝部分は雨森菊太郎・宮城坂一などのジャーナリスト経験者が担っていた、というのが実態に近いと思われる。

#### （4）市内会員の日常活動

では、京都市内の公民会員はどのような活動を展開しただろうか。結論から言えば、公民会は、京都市内において日常活動が展開できたわけではない。以下見てみよう。



表4 京都市内会員の集會表

| 年月日         | 集會名称                | 参加人員         | 集會内容   |
|-------------|---------------------|--------------|--|
| 1889. 3. 17 | 市内会員集會              | 88           | 京都特別市制の可否を討議→これを否とし、伊藤博文枢密院議長來京の際、幹事・常議員が事情を陳述することとする。※3月22, 23日、幹事浜岡、常議員大沢、西堀、委員の資格をもって伊藤枢密院議長に京都に特別市制をしくことの否なる所以を陳述。 |
| 4. 11       | 市内会員総會              | 80           | 市會議員の予選。投票の結果、会員外では○上京区→下村正太郎、山田長左衛門、富田半兵衛、○下京区→高木文平、川島甚兵衛、児島定七、直木榮助、中村半兵衛、下間庄右衛門                                      |
| 5. 2        | 市内会員総會              | 39           | 市會議員補足のため京都市内会員の予選。投票の結果、○上京区→野原新造、○下京区→下間庄右衛門（会員外）、玉水新太郎、木村与三郎、上野宇八、田中弥八、上嶋安兵衛  |
| 5. 15       | 市内会員常集會             | 32           | 特別市制問題で幹事浜岡、区役所は2個でいいか、あるいは数区に分けるべきか、と発言。→従来のまま2区に分かつことに決定。  |
| 6. 1        | 市内会員臨時集會            | 32           | 7月4日の市會議員補足選挙につき候補者予選→玉水新太郎、上野宇八高点決定。  |
| 6. 15       | 市内会員常集會             |              | さしあたり緊急議件がないので休會   |
| 7. 15       | 市内会員常集會             |              | さしあたり緊急議件がないので休會   |
| 8. 12       | 京都市及び近郡の会員集會        | 95           | 条約改正問題について討議。幹事浜岡、9日の常議員会の決議により改正条約の可否につき会員の意見を問う。→非条約改正の意見に同意者多く進んで中止の建白をなすことを決定                                      |
| 9. 10       | （関西非条約改正同志社懇親會      |              |  |
| 9. 13       | および演說會）             |              |  |
| 1890. 1. 16 | 市内会員懇親會             | 25           | 府會議員の改選および区會議員の選挙について懇談。この席上、浜岡は、公民會は他政党、すなわち自治党とも関係なしと発言。   |
| 2. 11       | 公民會1周年集會            | 73           | 中村榮助、寺内計之助、今井伊三郎、浜岡光哲の演說   |
| 6. 3        | 市内会員集會              | 54           | 衆議院議員候補者予選→その結果、第1区浜岡光哲、第2区中村榮助決定。浜岡決定の結果坂本則美退會。浜岡光哲、田中源太郎の演說→帝國議會の模様を話す。  |
| 1891. 1. 5  | 新年宴会（郡部も含む）         | 市部29<br>郡部14 |  |
| 1. 17       | 市内会員総會              | 31           | 市會議員の予選投票（上下京区1級、2級、3級各候補者選出）。   |
| 8. 3        | 公民會有志者法律研究会         |              | 民法、商法について、堀田正忠を講師（これより毎月3、8日に開催することを決定）  |
| 11. 10      | 田中・浜岡・石原半右衛門3代議士送別會 | 43           | 常議員および公民會員である府會・市會議員を招待。西村七三郎、寺内計之助の送別演說。  |

出典：『京都公民會雜誌』2～7号、12～13号、号外、24号、31号、34号

備考：※は筆者による追記である。

一八八九年二月二日、公民会は常議員会で「京都市内会員集會規程」を決めた。この「規程」では、市内会員は毎月一五日午後六時より下京区第三組山伏山町宝錦舎で集會し、集會では、「市内公共事件ニ就キ市内会員ノ意見ヲ定ムル議事」と「市内公共事件ニ関スル演説談話」を行うことになつていた。そして、集會の議事は、市内会員五分の一以上の出席を必要とし、一次会で決することとした。<sup>32)</sup> 市内会員集會は毎月継続的に開催され、「市内公共事件」が議事として協議されたであろうか。表4は、公民會創設から解散までの時期に開催された市内会員集會のすべてと市内会員の幹事・常議員・委員の集會である。一見して明らかのように、特別市制問題を除けば「規程」にある「市内公共事件」が協議された形跡はない。市會議員および京都市内衆議院議員候補者の予選や演説會が主であり、さらに一八八九年八月以降は恒常的な集會そのものが姿を消していくことになる（もちろん、この要因に前述した改正集會條例があつたことはいうまでもないが）。要するに、地域利害にからむ問題は、まったく協議されることはなかつたのである。また、一八八九年六月に分別された一三の部、そこで各部から選出された委員がならんかの活動を展開した形跡は現在のところ見ることはできない。

(5) 京都市会・市參事會における公民會の位置

京都市會における公民會の位置を見てみよう。一八八九年（明治二二）四月から五月にかけて市制施行による初の京都市會議員選舉（補欠選舉も含む）が行なわれる。上京区と下京区、一級から三級までの選舉で當選者四二名中、約六四％の二七名が公民會員であつた。<sup>33)</sup> この市會議員選舉にあつて、公民會は市内會員總會で會員外の人物も候補者に加えた予選をおこなつてゐるが、予選候補者四二名中三〇名（七一％）が當選した。<sup>34)</sup> つまり、京都市會では、圧倒的多数が公民會もしくは推薦候補者であつた。

京都市會議員の圧倒的多数が公民會員である以上、そのことは当然役員選舉に反映する。六月一四日の市會で役

員選挙が行なわれるが、議長中村栄助、議長代理者田中善右衛門がともに公民会員、名誉職参事会員九名中七名が公民会員であった。<sup>35</sup> また、同年七月の時点で、京都市の常設委員である土木委員七名、教育委員五名はいまだ未定の一名を除く一一名中一〇名が公民会員であった。<sup>36</sup> したがって、このことを公民会の機関誌『京都公民会雑誌』第六号は、「本会の京都市に於ける勢力を見るへし」と豪語するのである。<sup>37</sup>

ここで市参事会という制度についてみてみたい。一八八八年四月の法律第一号市制町村制の市制第四十九条によれば、市参事会は、市長は一名、助役は東京三名、京都・大阪各二名、その他一名、名誉職参事会員は東京十二名、京都・大阪各九名、その他六名によつて構成される。したがつて京都市の場合は、市長一名、助役二名、名誉職参事会員九名、総計十二名で市参事会は構成される。ただし、一八八九年三月二二日の法律第二二号市制特例（特別市制）によつて、東京・京都・大阪は公選市長は置かれず、市長は府知事が、助役は府書記官一名が勤めることになった。そして、これらの三市には収入役・書記・附属員は置かれず、府庁の官吏がその職務を代行することになった。<sup>38</sup> この結果、北垣国道府知事が市長を、京都府書記官である尾越蕃輔、森本後凋が助役の役をつとめることになった。<sup>40</sup> しかし、市参事会の権限が「其市ヲ統轄シ其行政事務ヲ担任」（市制第六十四条）である以上、府知事（市参事会議長）、書記官が存在しても、市会の選挙で選ばれた名誉職参事会員が行政執行に大きくかかわったことは疑いない。この体制は一八九八年（明治三一）市制特例が終わつたあと一九一一年（明治四四）の市制改正まで制度上はつづくことになる。

名誉職参事会員が行政執行に大きく関わつたことは、最初の市会開会時の一八八九年六月頃に制定されたと思われる「市参事会章程」<sup>41</sup>の第一条「参事会員ハ其会議ニ於テ決定シタルコトハ其全会一致ト否トニ論ナク総ヘテ参事会ノ意見トシ連帯責任ヲ負フモノトス」という連帯責任の条文によつても規定された。そして、市会に提出する草案は「市長の職務を執行する府知事」が作り、参事会で議定することになつてゐた（第二条）が、「名誉職参事会

員ハ各自ノ意見ニ依リ市会ニ発スヘキ議案又ハ参事会ノ担任スヘキ行政事務ニ関スル意見ヲ参事会ニ提出シ其同意ヲ求ムルコトヲ得」(第三条)とあったから、名誉職参事会員の権限は強かつたのである。しかも、「参事会ノ議決及ヒ投票ハ多数ヲ以テ決定ス、但シ時宜ニ依リ出席員三分ノ一以上ノ多数ヲ以テ決定スルコトアルヘシ」(第四条)、となつていたから、法的には多数を占める公民会員が市参事会の方角性を規定できたのである。

後述する水力電気利用問題、鴨川運河問題を考える前提として、「市参事会章程」には重要な条文があつた。第九条である。この条文では、名誉職参事会員の分担を京都市の当面の課題に則して四つとし、人数配分を行なつてゐる。それによれば、①市行政に關すること(分担二名)、②市有財産の管理および市諸証書保管に關すること(二名)、③琵琶湖疏水事業に關すること(三名)、④高等小学校に關すること(二名)、とある。そして疏水の分担は、大沢善助、東枝吉兵衛、朝尾春直の三名になつた。<sup>42</sup>三名とも公民会員であり、しかも常議員である。

京都での市制特例の実態がどのようなものであつたかの分析は他日を期すが、公民会員が行政執行を分掌するようになったこと、しかも琵琶湖疏水の行政に大きくかかわつたことは注目していい。このことは、市会および市参事会で公民会が組織的対応をすれば、かなりの程度方向性を規定できた。しかし一方、行政執行のにない手であるだけに、なんらかの紛争が市で生じた場合「攻撃ノ論鋒ノ名誉職参事会員ニ向フ」<sup>43</sup>傾向も同時に生じた。後述するように水力電気利用問題がそうであつたし、地域利害がからむ鴨川運河のような問題では名誉職参事会員は対応に苦慮することになる。そのことは、公民会という組織が京都市内の地域利害に直接的にさらされることになるのである。

#### 注

(一) 他の目的としては、「一、郡区の気脈を通じ府下人心の結合を謀る事、一、地方自治の実力を養成し、府下共同の公益を増進するを務むる事、一、政治の改良を促し社会の進歩を謀る事」をあげている(『京都公民会雑誌』第一号、五頁)。

- (2) 同右、二〇号、一〜一四頁。
- (3) 営業税国稅化要求の理由は、営業税国稅化↓商工業者の国稅納稅義務↓商工業者の国政参与権利の拡充、というシエーマであった。
- (4) たとえば、一八八七年（明治二〇）五月、田中、浜岡、東京の渋沢栄一、大倉喜八郎、益田孝などにより設立された京都織物会社（資本金五〇万円）の場合、会社設立を彼らに勧告したのが京都府知事北垣国道であり、斡旋の労をとったのが農商務省技師兼皇居御造管局技師荒川新一郎であった。そして田中らは、七月京都府所有の織殿地所建物および機械を、地所建物一万円、諸機械一万円という金で払い下げられている。また、一八八六年（明治一九）一〇月設立時役員一三名中一一名までが後の公民会員であった京都商工銀行の場合、京都府当局より一八八七年から区部（のちに市部）、区郡連帯地方税為替方取扱銀行の指定をうけている（拙稿「明治憲法体制成立期の吏党」〔以下「吏党」と略称〕一六九頁）。
- (5) たとえば、北垣は京都商工銀行に援助を与える理由を、明治二三年度京都府会市部会で詳述している（『日出新聞』一八八九年二月三日付「京都市部会における知事の談話」）。
- (6) 郡部では、南桑田郡、加佐郡、船井郡では設立時より会員数が多く、一八八九年五月以降は相楽郡が、九月以降は竹野郡が会員数を増大させていく（拙稿「吏党」一六五頁表1参照）。
- (7) 下京区は、一八九〇年八月二日現在で三六七名、それから一カ月後の九月二日現在では二六一名と減少した（『京都公民会雑誌』一九号、二〇号）。衆議院議員京都府第二区の公民会員でありキリスト教徒でもあった中村栄助の候補者確定、当選がなんらかの影響を及ぼしたことが考えられる。
- (8) 『京都公民会雑誌』第一号、一頁。
- (9) 同右、第八号、五頁。
- (10) 一八八九年二月一七日と二二日の幹事会では、一月目が西村七三郎と田中源太郎、二月目が竹村弥兵衛と浜岡光哲、三月目が雨森菊太郎と上野弥一郎、四月目が田宮勇と西村七三郎、という順番で月番主任が設定されていた（『京都公民会雑誌』第一号、九頁）。
- (11) 同右、第一号、九頁。
- (12) 『京都公民会雑誌』第一号、六頁。
- (13) 同右、第一号、一一頁。
- (14) 同右、第一号、一一〜一二頁。

(15) 『日出新聞』三月一日付、三月八日付、三月二十二日付。

(16) 『京都公民会雑誌』第二号、一頁。

(17) 同右 第三号四〜六頁、第四号四〜八頁。

(18) 同右 第六号二頁。

(19) 以後の郡部の集会の過程をみると、一八八九年八月は本部で作成した公民会の非条約改正中止建白書に同意を求める過程であり、一八九〇年九月は公民会の「政綱政目」案および衆議院議員五名の大成会入会の承認過程であり、一八九一年四月は公民会代議士による第一議会の実況の説明過程であった。

(20) 『京都公民会雑誌』第四号、一頁。

(21) 同右、第五号、一〜二頁。

(22) ただし、『京都公民会雑誌』第五号に掲載されたこの一三部内の元組(学区)には、上京区では二組、三組、五組、一四組、下京区では二三組、二七組、三〇組、三三組はどの部にも入っていない。そして、公民会創設時(一八八九年二月現在)の会員は、上京区では二組・三組・一四組各一名があり、五組は会員がいない。下京区では、二三組四名、二七組一名、三〇組と三三組は会員がいなかった。一名でも会員がいる以上、部に組み入れられて然るべきであろう。そして上京区二組の会員吉田安寧、三組の会員松永恒久は最低限一八九一年九月までは会員であったこと、一四組の朝尾春直は第一回衆議院議員選挙一カ月前まで会員であったことは確実である。上京区五組、下京区三〇組・三三組は会員数がいなかったため、部に組み入れられなかったことが予想できるが、たとえ一名とはいえ公民会常議員であった朝尾がいる上京区一四組、四名もいた下京区二三組が部に組み入れられなかったこと、は不思議な感がある。

(23) 前掲小林論文、二一五〜二一六頁。

(24) 小林氏は、これら西陣の有力機業家について、「彼らは——高久——有力機業家であるとともに、西陣織物業組合の役員をつとめ、仲買など流通を制圧している商人に対抗して、生産者の立場から組合化、企業化をすすめている人々であった」、そして田中、浜岡ら公民会員が多数役員を占めて鴨川東岸につくられた京都織物会社とは異なり、「西陣紋織と西陣織物は「産地に基盤を置き、生産者を組織しながら近代化をはかる試みといえるのである」と指摘している(前掲小林論文、二一六頁)。

(25) 『京都公民会雑誌』第二十七号、九頁所載の商業会議所会員と一八九一年(明治二四)九月二日現在『京都公民会人名簿』と照合。

(26) 小林前掲論文、二〇三頁。なお、この表およびその典拠である『日出新聞』記事にある上京三〇組の「外村与右衛門」は「外

村与左衛門」の誤りと思われる。

(27) 小林前掲論文、二〇四頁。

(28) 『京都公民会雑誌』号外（一八九〇年六月二六日刊）、一三頁。

(29) 同右、一七号、四〇五頁。

(30) 同右、一八九〇年六月二六日号外、四頁。

(31) しかし、それでも有権者の三八パーセントは公民会員であった計算になる。

(32) 『京都公民会雑誌』一号、一二頁。

(33) 同右、五号、五〇六頁。

(34) 同右。公民会は予選候補者四二名の人名を『日出新聞』など三新聞に広告し、さらに人名を掲載したチラシ一万枚を印刷し人夫を使って市内各町の公民権あるものに配布した（同右、第三号、一〇四頁）。公民会が予選候補者に入れなかつた公民会員外の市会議員当選者は、上京区が中安信三郎、吉村寛十郎、中川長平、下京区で西村義民、高橋正意、穴戸龜三郎、計六名であった。また、この選挙では、選挙会場近傍に張紙があり、「吏権主義御用商人ノモノハ選挙スヘカラス、左ノ人々ハ吏権主義御用商人ナリトテ数人ノ氏名モ記シタルモアリ」、区吏員、警察官が破つて捨てたという（同、一一頁）。おそらく、公民会員の幹部連中の名前が記されていたのであろう。

(35) 『京都公民会雑誌』第五号、六頁。名譽職参事会員は、内貴基三郎、朝尾春直、大沢善助、東枝吉兵衛、辻信次郎、宮城坎一、膳仁三郎（以上公民会員）、青山長祐、高木文平である。この時の選挙方式は名譽職市参事会員一人づつ九回の市会議員による投票が行われるという形式であった（『日出新聞』一八八九年六月一五日付）。各回の投票は、多数を占める公民会の動向で決まる。当然、名譽職市参事会員は公民会員が圧倒的多数を占める。ただし、青山はそれからしばらくして京都府官吏になったため市会で選挙の結果後任には熊谷市兵衛が選ばれた。熊谷は公民会員であり、この結果、高木を除く八名の名譽職参事会員が公民会員であった。さらに、この後宮城が辞任し、一〇月八日の京都市会の補欠選挙で坂本則美が当選するが、坂本も公民会員であった（『京都公民会雑誌』第九号、一九頁）。一八九〇年（明治二三）四月になって、高木文平が辞職し、四月五日市会で後任選挙が行われ公民会の幹事でもある西村七三郎が当選した。この結果、名譽職参事会員はすべて公民会員になった（同右、第一五号、六頁）。『京都公民会雑誌』は、この状況を「市会は従来己に議員の多数を本会員に占め居るより、他人或は公民会の市会なりとまでに評するに、今又名譽職市参事会員悉く本会員に帰するときは益々此評を増すへし」と記す（同右）。同年九月熊谷が死亡したため、公民会の雨森菊太郎が選ばれるが雨森は辞退し、結局改進黨であった富田半兵衛が選ばれた。富田は名譽職参

事会員の選挙での第一次会では常に次点であったが、雨森辞退のためはじめて名誉職参事会員に選出されたのである。また、同年一二月には、東枝、西村が辞職し、かわって田中善右衛門、中安信三郎が選ばれた(『日出新聞』一八九〇年一二月一六日付)。アンチ公民会の色彩が濃厚であった改進黨の中安の当選は、この時なぜか二名を同時に選挙するという選挙方式が行われた結果であった。田中・中安はともに各一〇票で当選できたのである。その後一八九一年五月坂本則美が辞職し、西村治兵衛がかわった(同右、一八九一年五月二六日付)。その後同年五月末をもって抽選により半数辞任ということになり、内貴、辻、中安、富田、田中が辞任し、六月四日の半数改選では内貴、富田が再選され、新たに下間庄右衛門、西堀徳二郎、六戸亀三郎が当選した(同右、六月五日付)。この選挙では、党派争いが激しく、「公民会に反対する派の人々」は、富田、中安、畑道名、田中善右衛門に加えて公民会市会議員に楔を打ち込むため、公民会員下間庄右衛門を候補者とし、一方、公民会は、会員中から下間西堀、内貴、六戸、会員外から富田を候補者として争った(同右、六月四日付)。そして、結果は市会議員中圧倒的多数の公民会の意向が通った形になった。結局のところ、この時点で、市参事会における公民会員の比重は、富田を除く七名となっていた。その後同年一〇月西堀が辞任し、かわって公民会員渡辺伊之助が入り(同右、一〇月一三日付)、翌一八九二年三月には膳が辞職し、西村七三郎が入った(同右、一八九二年三月二二日付、京都市会事務局調査課編『京都市会史』、一九五九年、二二〇頁)。公民会が解散するのはこの年の三月一六日であるが、この時の名誉職参事会員の比重はやはり九名中七名が公民会員であった。

(36) 『京都公民会雑誌』第六号、七頁。

(37) 山中永之佑監修『近代日本地方自治立法資料集成 2 [明治中期編]』三四一〜三五七頁。

(38) 『京都公民会雑誌』第二号、五〇〜五一頁。

(39) 『京都公民会雑誌』第二号、五〇〜五一頁。

(40) 『市参事会議決書』明治二年六〜九月(京都市所蔵マイクロフィルム版)。

(41) 『京都公民会雑誌』第二号、一〇頁。

## 二 琵琶湖疏水開通のイベントとジャーナリズム

### (1) 三つのイベントと市民の熱狂

琵琶湖疏水工事については、ある通念がある。この工事については、疏水が京都に到達する以前に様々な反対や



不満の動きがあり、北垣国道京都府知事は自ら前面に出て不満の動きに説得活動を行なった、この結果、疏水の水が鴨川に到達し、明治天皇を迎えて疏通式（竣工式）が行なわれた一八九〇年（明治二三）四月九日前後の時期、京都市民は熱狂的歓迎の中でこの完成を祝った、というものである。当時京都で最高部数を誇った『日出新聞』あるいはいくつかの全国紙を見るかぎり、その通念は間違いではないように見える。しかし、以下のことを考慮すれば、京都市民は歓迎一色ではなかったことがうかがえる。第一に、一八九〇年当時は空前の不況の時代であったこと、<sup>1)</sup>第二に、この年一月に琵琶湖疏水の継続事業である鴨川運河着工が京都市会でわずか一票差で可決されるといふ綱渡りの状況が存在したこと（このことは後述）、第三に、竣工式当時、まだ水力電気事業は行なわれておらず、運輸の面でも琵琶湖の水は京都まで到達したにすぎず（そのこと自体に大きな意味があるが）、当初の目的である伏見、そして淀川を通って大阪までの水路はできていなかったこと、したがって琵琶湖疏水の効果は今後に持ち越されていたこと、第四に、ジャーナリズムの中にはこの工事を冷めた眼で見る空気が一部に存在していたこと、などである。

本章では、鴨川運河をめぐる紛争の前提として、『日出新聞』のみならず、これまでとりあげられてこなかった新聞の論調を分析することによって、竣工式前後の時期の京都市民の状況および冷めた空気の存在を明らかにしたい。

一八九〇年（明治二三）四月、一八八五年（明治一八）八月以来四年八カ月にわたって工事がすすめられてきた琵琶湖疏水事業はひとつの画期を迎えた。大津三保ヶ崎からとりいれられた琵琶湖の水がようやくにして京都に到達したのである。三月全線が開通し、四月一日竣工奉告祭が大津三尾神社と京都八坂神社で行なわれた後、八日から九日にかけて三つのイベントが盛大に執り行われた。<sup>2)</sup>ひとつは八日夜夷川船溜の中島を会場にして北垣国道京都市長（京都府知事）を含めた京都市参事会を主催者とする夜会である。二つめは、九日午後三時過ぎに明治天皇・

皇后を迎えて聖護院夷川船溜中島の式場で行なわれた竣工式である。三つめは、九日夜には祇園館で行なわれた京都有志者による大夜会である。この三つのイベントを通して、この竣工式の前後、京都は祝賀一色に染め上げられた。市民の熱狂はすさまじかった。花見を兼ねて南禅寺近傍から二条にかけて夥しい人出が殺到し、四月一日からは京都市民に限り疏水路の一部を無料で乗船通過が許されたこともあり、水路に沿った堤上を往来する人々はさながら「蟻の行列」のようであった、という。<sup>3)</sup> これらのイベントには、皇族、大臣をはじめ数多くの人々が招待された。<sup>4)</sup> 京都に新名所が誕生し、しかも天皇のみならず皇族・政府顯官が入浴したとすれば、京都市民が熱狂したとしても無理はない。問題は、この熱狂が継続的、さらには全市的なものであったかどうかである。

その点はしばらく措くとして、注目すべきことは皇族、大臣に交じって東京・京都・大坂・滋賀・兵庫の三府二県で発行する新聞主筆記者が招待されたことである。八日午前、これらの新聞記者達は天津三保崎の疏水工事事務所に集合し、田辺朔郎技師、増田上京区長、朝尾春直土木常設委員の案内で天津第一隧道口から乗船して蹴上まで通航している。蹴上の疏水事務所では、一同に疏水線路の地図および『疏水要誌』各一冊が贈与され、さらには田辺技師一人の案内で、南禅寺周辺の線路、水車運転の模様、インクライン使用法の実地見学と説明が行なわれ、さらにかから新聞記者には九日夜祇園館の招待状が渡された。<sup>5)</sup> この時通航した新聞社と新聞記者名は、『京都市報』によれば、次の通りである（丸括弧は通航記者名）。<sup>6)</sup>

『政論』（安岡雄吉）、『時事新報』（小林梅四郎、石川幹明、木下立安、今泉秀太郎）、『開明新報』（川辺貞太郎）、『日本』（陸実）、『新聞用達会社』（曾宮禄祐）、『郵便報知新聞』（村井寛）、『関西日報』（石川淡）、『京都日報』（安江稻次郎）、『東京日日新聞』（関直彦、栗屋関一）、『京浜毎日新聞』（栗屋龍蔵）、『神戸新聞』（真嶋武市）、『大阪公論』（藤田軌達）、『大阪朝日新聞』（加藤瓢乎）、『神戸又新日報』（矢野可宗）、『いろいろ新聞』（石橋中利）、『時事通信』（堀江章一）、『国民新聞』（北村三郎）、『福陵新報』（出村惇）、『東京新報』（朝比奈

知泉）、『中外電報』（徳田松二郎）、『大阪毎日新聞』（渡辺治）

二〇社、二五名である。<sup>7</sup>北垣が東京・京都・大坂・滋賀・兵庫発行の新聞記者を招待したことは（ただし福岡の玄洋社系の『福陵新報』もある）、琵琶湖疏水工事の成功を京都のみならず全国的に宣伝する情報戦略であつたらう。

（2）『東京日日新聞』の論調

これらの新聞記者はこのイベントについて多様な記事を書いた。この点を、筆者が関係記事を見ることができた『時事新報』、『国民新聞』、『郵便報知新聞』、『日本』、『朝野新聞』、『大阪朝日新聞』、『日出新聞』、『中外電報』、『京都市報』で検討すると、<sup>8</sup>次のようなことが言える。東京系の新聞はおおむね事実を評価を交えずに書くか、疏水工事当局者のさまざまな配慮が功を奏したのかあるいは京都の熱狂する雰囲気におされてか好意的に書いた。<sup>9</sup>ただし、東京では当時第三回内国勸業博覧会が開催されており、<sup>10</sup>東京系新聞はこの方に紙面の重点があつた。それから二年後の一八九二年（明治二五）五月一三日、社説「京都の神社仏閣」（福沢諭吉執筆）で、琵琶湖疏水工事を「首尾」「起工の其時より事物の緩急前後を誤り所謂文明流に走りたるの軽挙」と批判した『時事新報』<sup>11</sup>は、この時期四名の記者を京都に派遣していたが、たんに事実を書くのみで批判らしい記事はない。『大阪朝日新聞』の場合は、近隣という関係からか、全面的評価ではなかつた。同紙の四月一日付は、「琵琶湖疏水開通式」と題する論説の中で、「京都市民は已に今日以前此水力の源を得る迄の間に負担したる所に於て頗る疲労を感じたりと云ふ」と京都市民の疲労感を伝え、今後疏水の水力利用方法をどうするか、と質していた。要するに、婉曲ながら疏水の成功、不成功は今後の問題とする、とする考えを持つていたことが窺い知れる。

東京系全国紙の記事で異彩をはなつたのが『東京日日新聞』である。同社は、一八七四年創刊で、一八八八年（明治二一）七月、社長は福地源一郎から関直彦になつてゐる。<sup>12</sup>『東京日日新聞』では、社長関直彦自身と粟屋関

一が京都にきていた。同紙の竣工式前後の記事は、当初は事実関係のみを記した記事である<sup>13</sup>。しかし、関が一三日東京に帰った後<sup>14</sup>の一日には、「疏水工事の費用」「京都人士の気前」「北垣京都府知事の夜会」「疏水工事は案外に無害なり」「疏水工事は案外に無益なり」という題名で、若干の批判も含んだ一連の記事を掲載するようになる。

たとえば、「疏水工事の費用」と題する記事は、①この工事の費用一一九万余円は国庫からのいくばくの補助のほかは、京都市民の戸数・営業等に割り当てて徴収されたもので、「最下等なる勞力者」ももれなく五〇錢以上賦課ということだから、「相応の富家に至りてハ何程多額の膏血を絞り出たされしやも知れず」、②このほか大坂府民に対しては保険の約定をなし、滋賀県人には「永代飲用水の補助金を与へ」「唯僅かに京都築地と称する新領地を得たるのみ」、「君子なるかな京都市民」と書く。また、「京都人士の気前」と題する記事では、八日の京都府知事の夜会の費用を五千円と伝え、「此金果たして誰が手よりか出づ、もとは京都市民が血の涙のみと思へば今日の京都人士の気前も亦豪気なるかな」と書く。「北垣京都府知事の夜会」という記事では、夜会の宴会場には、勅・奏任官以上の「菊章」の席と、「桜席」の「人民の会場」とのふたつの場所があり、「桜席」では多様な服装の人々が五ないし六分単位で入れ替わるといふものであったことを紹介し、「京都帰りの新聞記者は物語れり、流石行届きたる会丈ありて官尊民卑の区別いみじうも仕まつられたりと見えてゆかし」と皮肉たつぷり述べる。「疏水工事は案外に無害なり」の題する記事では、琵琶湖の水が京都に入れば、大坂も含めて水害の危険性があつたが、これは杞憂にすぎず、「運河の広さは一丈四尺に過ぎず、水の深さは僅かに三尺、而も水の入り口ハ二箇の閘門にて斟酌するが故に如何なる洪水の節も水嵩一定の分量を越ゆる事なしと云ふ、是れ実に案外の一つなり」と京都府下および大阪にあつた淀川増水の杞憂を一蹴する。「疏水工事は案外に無益なり」と題する記事では批判は強烈である。ここでは、この工事の利益として、①水力を利用して機械を運転する事、②水利を開通して舟楫の便を通ずる事、③旱損の田畑に灌漑する事、④水車、引用水、火災の用意、⑤上水の清涼、とあるが、言われるほどの効果はない

として次のように指摘する。

今日出来上りし上にて一口に之れを評すれば、近江と京都の間に一奇観を添へたりと云ふの外無きのみ、其の以前は兎もあれ今日ハ汽車の便も盛なれば聊は運賃高くもあれ運河ならでハ運送の出来難き事ハなし、尤も容量の大なるものハ汽車でハ運び能ハざる故夫れを助けんが為めならんと云ふ人もあれど、此の運河とても汽車と同じく、とても大物ハ運べぬなり、何となれば船の幅ハ七尺制限なれど運河の幅が一丈四尺故實際ハ六尺幅位の船ならでハ通行相叶ふまじ、かくてハ到底大きな荷を運漕することを得ざるべし、但し近江の米穀を容易に京都に運送するを得るに至りしハ、是れ唯一の便利なるべし、又水力を以て西陣其他の織物を製造する所の器械を運転する積りもありしやなれど織物の機械（不明）□水力の如き強弱不定なる原動力にてハとても出来得べからずと云ふ、扱ハ此の動力僅に米春き機械を廻ハすに過ぎざるか、是れ即ち案外の二なり

これらの批判的記事の集大成が、四月一七日・一八日の「琵琶湖疏水工事」と題された社説であつた。この社説は社長兼主筆であつた関直彦によつて書かれたことはまず間違いないが、これまでの琵琶湖疏水研究史上紹介されることがなく、しかもきわめて精緻な分析と思われるので詳しく見てみよう。

まず、この社説は疏水工事を「猪苗代疏水工事」（安積疏水工事）とならび称される「我国大土木工事」と位置付ける。そして北垣府知事の招待により実地見分した結果を「公平の観察」で検討する、とする。

社説は、工事技術をきわめて高く評価する。「其工事設計の精巧なる、構造の精密なる、測量の微妙なるに至りてハ実に間然すべきものなく、殊に最初の測量より構造の釐工に至るまで田辺技師、島田技手の司れる所にして其他一切日本人のみを用ひ毫も外国技師の手を仮らず、斯る精妙の工事を成効せしめたるハ感服の外なきのみ」。鉄道工事と橋梁工事は、日本人はもつともその技術に長じているが、この疏水工事を一見しても我が国工學技術の進歩を外人に誇れると信じる、と。では、そのことは認めるとしても、この疏水は實際上利益があるのか、ないの

か。利益としては、第一に大津・京都間において鉄道よりも安価に運送できる、第二に水力を利用して製造業を興すことができる、という点である。問題は、これらの利益がその工事にかかった費用（資金）に照らして、それを償うだけの利益があるかどうか、である。この点を考えれば、それほど利益はなからう、というのがこの社説の主張であった。第一に、水運はわずか巾六尺の小舟を用いるにとどまって多量の荷物を運搬することができず、荷物の大部分は鉄道便に吸収されることは疑いなく、ただ江州米の運輸には幾分の便利になるだろう、第二に、水力を利用して製造業に供しようとしても、京都の物産である織物製造の機械には「水力は不平均」で用をなすには足りず、製紙あるいは精米・製粉の用に供するぐらいの利用になるだろう、要するに水力の利用も予期のようにならないのではないか、との疑問がある。では、この疏水工事は害はあるのか。疏水の水が鴨川にそそぐことによつて、四条河原の夕涼みも廃絶し、とくに洪水の際には京都市に氾濫するであろう、また大坂府においても淀川堤防に影響するのではないか、との声がある。しかし、疏水の水量はわずかに巾一丈四尺、深さ三尺、しかも緩流なので鴨川の水量には一の影響も与えないし、ましてや大坂府の堤防に何の影響も及ぼさない、という。結局の所、<sup>15</sup>「概して利害の評を下さば敢て利なしと云ふべからずと雖も、又た曾て恐れし程の害ハあらざるべし、但し之を資金に比すれば損益相償ハざるべしと云ふを得べきのみ」というのがこの社説の結論であった。

社説は次に数字上の分析に移る。この疏水工事を内務省より技師派遣、技師の外国派遣・実地調査等の経費を合計すれば一三〇万円にも達する、今その利息を五分とすれば、一年に六万五千円の利益を得なければならない、しかし鉄道のことを考えれば、運河使用の利益として年六万余円の船税収入は到底困難だろう、と。要するに、数字上でも利益は費やした資金に相応しないのではないか、というのが主張であった。また、工事資金中五〇余万円は京都市民に賦課徴収したものであるが、五〇万円を京都市の人口二六万余で分担することになり負担は軽くないだろう、という。とくに注目されるのは、筆者自身が直接「市民の感情如何」を質問したというくだりである。その

結果は、きわめて疏水工事に批判的であつた。すなわち、「之（疏水工事——高久注）を欣喜するもの実に少数にして課税の疾苦を訴ふるもの比々皆な然り、甚しきハ僅かに其日の暮しを立つる細民にして、尚ほ月々五〇銭の徴収に逢ひ衣を典じ食を減じて之を上納したるもの多しと云へり、嗚呼琵琶湖々水疏通して、細民枯渴すと云ふの嘆声ハ往々吾曹が耳朶に達せるとなしとせず」「不幸にして吾曹が聞く所は異議の声多くして贊美の声ハ甚だ少し」というものであつた。社説はこの工事を推進した北垣府知事に「無礼を顧みず」最後に一言する。北垣府知事の精神は感ずるところがあるが、「今世の業ハ概ね利害得失利上の計算に出でざるべからざれば精神の可なるのみにして事悉く可なりと云ふべからず」、「管下人民無形上の進歩発達をも併せ謀られんことを」。

竣工式に招待された多くの新聞記者による記事が、事実のみを書くか、あるいは好意的な記事であつたが、表面上の熱狂の裏に潜む京都市民の不満を含め、疏水工事の利害を鉄道との比較も交えながらこれだけ冷徹に分析したものはその当時のジャーナリズムではまったく稀有なことであつた。関直彦の面目躍如である。水力利用の問題では、電力の問題は、電力利用がまだ開始されていなかったから関はまだ十分なデータを持ち得なかつたことが言及できなかった原因であろう。

### （3）地元新聞と『京都公民会雑誌』の論調

では、この竣工式を含む一連のイベントとこの時期までの疏水工事を地元の三つの新聞『日出新聞』、『中外電報』、『京都日報』はどのように報じたか。三紙とも直接的に疏水工事を批判した記事はない。しかし、いずれも疏水工事の利益の顕現は将来の問題であるとしていたし、一連のイベントについての論調は微妙に異なっていた。

『日出新聞』は竣工式当日の四月九日に「疏水通水式」と題する社説を掲げ、祝賀と将来の希望を述べた。すなわち、「今や已に琵琶湖中の水は滾々として加茂川の流に入り一帯の運河幾艘の舟楫以て人の往来を便すべく以て

物の運輸を資くべし、加之水力は更に電氣に移して之を百般の工業に用ゆべし」と希望を語つたのち、今後新運河（鴨川運河）開鑿と電氣器械費にかかる費用を長期の公債募集により賄つていくことを述べ、「疏水營業は將に今より始めを開かんとす、本日は是れ竣功と始業を合する期節なり、我輩は市民が本日疏水工事竣成の式を喜ぶ如く他日疏水營業の利益を得たる祝賀の典を挙げ琵琶湖の水は是れ京都の富源財泉なりと云ふに至らしめんことを望むものなり」と穏やかながら疏水工事による利益は將來のものであることを述べた。鉄道との比較はない。全体に『日出新聞』には、將來への希望はあつてもこれらのイベントや工事そのものを批判する記事はない。

『中外電報』はどうか。この新聞紙の場合も、とくに琵琶湖疏水工事そのものについての直接的批判の論評はない。しかし、社説や記事の中から一連のイベントについては若干の批判的姿勢を搜し出すことができる。同紙は四月三日付で「賓客の心得」と題する社説を掲載している。この社説は四月八日の京都市参事会主催の夜会について論評したものであるが、ここで「京都紳士」の見苦しき挙動（ビールや残肴を持ち帰るといふ行為）を非難することを主にしながら、接待に二つの等級（「菊章」の席と「桜席」）を設けたことを「賓客接待の道を知らざるもの」と批判した。<sup>16</sup> 一日には、京都市参事会が六万余戸の市民に疏水隧道通船のために各戸一枚づつの乗船切符を配布したが、行き渡らない地域があることを記事にしている。もつとも冷めた色彩が強いのは四月二三日付の「記念碑建設は尚ほ早し」と題する社説であろう。これは、四月五日の市会で、北垣府知事の功労を表彰するための記念碑建設が建議され、そのことが議決されたことに対して意見を述べたものである。この社説は、「適な議決」（ルビ筆者）とし、そして北垣府知事がこれを辞退したことも「適な志」とする。<sup>17</sup> そのうえで、建碑を時期早尚とする。理由は、疏水工事の効果がまだあらわれていない、<sup>18</sup> ということであつた。そして、二九日にはやはり建碑を批判する東京上野在住の「柳条生」なる人物の寄書を掲載している。<sup>19</sup>

三紙の中でもつとも批判的色彩が強かつたのは公民会と対峙していた京都交話会の機関紙の様相のあつた『京都



「日報」であつた。同紙は、四月六日付「琵琶湖疏水工事の経歴」という記事で、工事の成功と北垣府知事の功勞を賞賛するとしながら、「此大工事が能く其当初の目的を達すると否とは一に其利用法如何に存する」と書く。この姿勢は、四月二三日付社説「吾人をして今後の策を講ぜしめよ」でも展開される。「吾人は此水果して最初企図せし如く機械運転に於て十二万円、田圃灌漑に於て九万七千円、運輸に於て八万円、計廿九万七千円の供給するを知らず、且つ夫れ好し、是等の利益ありとするも、之れを利用するに於て幾多の資本を動すべきや、動さざるべきや、吾人蓋し疑なき能はざるなり」とし、疏水の効能は今後の疏水利用計画にかかっていると、書いた。この社説は、末尾に「吾人何ぞ頑固に反対するものならんや」と書いたが、別言すれば、今後の疏水利用計画如何によつては反対することもあり得るといふ意志の表明とも受け取れる。一連のイベントについては、かなり批判的姿勢が読み取れる。四月一〇日付「疏通式夜会の景況」では、來賓者を桜と菊に分別したことに対して、「此京都夜会に限りて官尊民卑の間に一大鴻溝を劃して愁に來賓に階級を付するの苦情を起こさしめたる」と書いた。また、同日付「京都市民の疏水狂」では、「吾人ハ実ニ此六年間の歴史を以て我京都市民が血涙の潜々たる時代不平の囂々たる時代なりと断言せんとす、然るに一昨夜の夜会及び昨日の疏通式に就き京都市民が熱狂する有様は実に意外にてありし」と京都市民の熱狂ぶりに驚きながら、「此忌むべき嫌ふべき似而非賑を京都市民に勧誘し、ヤレ祇園囃し、ヤレ幕を張れ、国旗を掲げよ、提灯を出せ、と駈け廻りたる結果は実に此祭礼的賑を現出するに至りしなり、然れども此光景を現出せしは尚市民の余裕ありて致す処なり、若し夫れ将来に於て此疏水工事が何等の利益をも市民に与ふる能はずんば、此祭礼的光景は恰かも野狐に魅せられたると一般ならん」と書いた。また、北垣の記念碑については、四月二〇日付で「市井民助」なる人物の、琵琶湖疏水の功業の判定ができない現在、今日急に記念碑を建設する必要はない、という寄書を掲載している。さらに、同紙は、四月一三日には、社説「疏水工事と久世郡民」、一五日には社説「疏水工事と宇治郡民」を掲載し、前年の大水害の経験から、疏水の竣工の結果疏水線路の

増水に懸念を表明する宇治郡住民、淀川筋の増水を懸念する久世郡住民の動きを伝えるとともに京都市参事会のしめるべき説明責任を提唱した。そして、一五日报社では、「嗚呼工事既に成るも苦情未だ絶へず、吾人彼等郡民の爲めに之を思へば疏水工事成ると雖ども未だ全く祝意を表し賀詞を呈する能はざるものあるなり」、とまで書いた。この後『京都日報』は、久世、紀伊郡等の疏水工事の事後処置を要求する動きを、『日出新聞』『中外電報』よりもはるかに詳細に伝えていくことになる。<sup>21</sup>

以上、見たごとく、疏通式前後の時期の新聞論調は、決して歓迎一色に塗り固められていたわけではなかった。要は、疏水の効能如何は将来に持ち越されていたのである。ただ地元三紙の論調は、かえつて地元ゆえか『東京日日新聞』に見られる鉄道との比較など冷徹な利害計算を基礎にした論調にはほど遠く、特定の事象に対する印象批評的色彩が強いのが特徴であった。

『京都公民会雑誌』はどうであったか。同誌には、一連のイベントに対する批判的記事はない。そして一五号（一八九〇年四月二八日）では、公民会で臨時囑託の委員を勤め、同誌への執筆が頻繁であった宮城坎一<sup>22</sup>による「琵琶湖疏水工事ノ落成」という論説を掲載している。宮城は、この工事を「日本第一ノ工事」「奇驚ノ偉業」としながら、この工事を完成に導いた北垣知事について、「北垣知事ハ其責任是レヨリ重キノミ、今日其工事ノ竣成ヲ告グルモ北垣知事ハ未ダ功ノ録スベキモノアリト云フベカラズ、其功責共ニ既往ニ在ラズシテ将来ニ在リ、北垣知事果シテ如何ナル方案ヲ設ケ其功ヲ樹テ其責ヲ尽サントスル乎」と、北垣の功績が明らかになるのは将来の問題とし、<sup>23</sup>今後の北垣の責任に言及した。そして、どのようにして目的を達するかの問題では、第一に確定されねばならないのは疏水利用の方針であり、①市の事業として経営するか、②市の手より引き離すべきか、の方針であるとされた。しかし、①の場合は「官吏風ノ営業ニ陥リ機活ヲ失ヒ敏捷ヲ欠クノ弊」があり、②の場合は、一人の経営に委託することは不可であり、市が管掌してこれより生じる収入を受領するにとどめ、経営を信用ある人民に任せ

る方法がいいとしながらも、「其人ヲ得難キノ憂へ」がある、とした。結局のところ、宮城も今後の疏水利用については北垣の方針を待つ方向で論を閉じた。完成前後の疏水については『京都公民会雑誌』にこれ以上の言及の記事はない。宮城が、水力利用について、一人の経営に委託することは不可としたことは、後述する前年秋からの年一月までの京都電燈会社水力利用問題での紛争の経験が尾を引いていたからであるが、いずれにしても公民会が琵琶湖疏水について何ら組織の方針もたえず、市内会員の個別の利害や意見に任せていたことはまちがいない。以下においては、疏水事業の中心的目的であった水力電気利用問題、および運輸の点で重要な意義を有する鴨川運河問題を当時の政治状況、とくに公民会の動きにからませて論じたい。

注

- (1) この不況は米価騰貴と金融逼迫によってもたらされた。米価騰貴、それにもとづく米騒動は全国的に勃発するが、近畿地方においては前年秋に襲った大水害、それ故の米穀の減収、米の買い占めおよびこの年早々から天候不順の影響が米価騰貴を引き起こした。また、金融逼迫は、株価の低落、銀行の融通悪化が生み出したものであった。この現象は、一八八七年頃からの会社設立の増加が、膨大な割払いの株式募集を生み出したが、この時期株金払込みが滞ったことが要因になっていた（『米価騰貴』『金融逼迫救済策』『京都公民会雑誌』一五号）。
- (2) ただし、四月七日夜には、河原町二条下る京都ホテルで北垣府知事の主催で、供奉の皇族三名、大臣以下高等官二四名を招待して夜会が催されている（『中外電報』四月九日付）。
- (3) 『大阪朝日新聞』明治三三年四月一三日付。
- (4) 八日の夜会出席者は次のような人々であった（『日出新聞』四月八日付、『中外電報』四月一〇日付、『日本』四月二一日付）。皇族（有栖川宮熾仁親王、小松宮彰仁親王、山階宮晃親王、有栖川宮威仁親王）、各大臣（山県有朋総理、西郷従道海軍大臣、松方正義大蔵大臣、榎本武揚文部大臣）、疏水に関係ある各省の勅委任官、東京各新聞社主筆、旧勸業諮問会員、区會議員、市會議員、府庁属官、同僚、官公立各学校長、区長、区吏員、疏水関係の郡町村の各郡長・書記、町村長、郡部常置委員、市郡部会正副議長、両本願寺門跡、工費寄附者、在京都の各庁高等官、公立病院長、地方衛生会委員、京都各新聞社主筆、諸会社・銀行頭取、古老、工事請負、在大坂の各高等官及府属各課長、淀川沿線郡長及村長、第四師団將校、大坂の紳商、兵庫県庁及裁判所の高等官、

在神戸各国領事、滋賀県庁及及裁判所の高等官、同県庁課長・属官、滋賀県郡長・書記、大津町長、同地銀行会社員及新聞社員、大津衛戍將校、其他近傍県知事

(5) 『中外電報』四月九日付。

(6) 『京都日報』四月九日付録。新聞中「いろか新聞」は、日本新聞協会編『地方別 日本新聞史』（日本新聞協会、一九五六年）、西田長寿『明治時代の新聞と雑誌』増補版（至文堂、一九六六年）では該当する新聞名を見出すことができなかった。『いろは新聞』もしくは『いなか新聞』の誤りとも考えられるが、東京で仮名垣魯文が発行した『いろは新聞』は一八八四年段階で誌名を改題している。また、『いなか新聞』は山口県に『ゐなか新聞』なるものが存在するが（『地方別 日本新聞史』三八九頁）、それとは思えない。石橋中利という人物も不明である。後考を待つ。

(7) なぜか、京都の最大発行部数の新聞である『日出新聞』は、この通航には参加していない。

(8) この新聞は、筆者が勤務する同志社大学で閲覧できた新聞である。

(9) たとえば、徳富猪一郎主筆の『國民新聞』（一八九〇年二月創刊）は、四月九日付「琵琶湖疏水工事の沿革」の記事で、北垣を高く評価し、疏通式挙行について「其間或は此工事の利害に就て疑を挟む者あり、故障を述べ異議を唱へ之に反対を試みたる者なきにあらずと雖も工事完成し利用完全ならば京都市は之が爲めに利益を享受すること蓋し鮮少ならざるべし」と書き、一〇日付「琵琶湖疏水工事の概況」では、「此大工事にして一人の外人を聘備せず全く田辺技師及び島田投手両氏の手に成りしは更に最も誇るに足り」と評価した。また『郵便報知新聞』は、四月二日付「琵琶湖疏水工事竣工式」で「今日は先に異説を唱へしものも皆工事の竣巧せしを見て非難は忽ち賞賛と変じ、本日の式場には市民より種々の物を寄附して京都市の万歳を祝せり、市民が今日より此事業の沢を蒙る事蓋し数ふるに勝ゆべからざらん」と書いた。

(10) 第三回内国勸業博覧会は、この年四月一日より七月三日まで東京上野公園で開かれた。

(11) この福沢の批判は、琵琶湖疏水工事を批判した記事として引用されることが多い。しかし、この記事が出たのが一八九二年五月であったことに注目する必要がある。この時期は、地域分立状況の顕然化と「民力休養」論のために琵琶湖疏水の継続事業である鴨川連河がまさに中止されようとしていた時期であった。いわば、疏水の効能に疑問が出ていた時期であった。この記事は、京都で伝統保存政策があたかも行なわれていなかったかのような叙述もあり、福沢の見識を必要以上に高く評価する必要はない。

(12) 前掲西田『明治時代の新聞と雑誌』一六八頁。

(13) それらの記事の題名は、「琵琶湖疏水工事の顛末」「疏水工事幹支線水路」（二〇日）、「琵琶湖疏水工事見る処」（二一日）、在京都粟屋関一記事）「疏通式の記」「京都府知事の夜会」（二二日）。

- (14) 関直彦は、八日に竣工式に臨むため東京をたつて京都に行き、一三日に東京に帰った（『東京日日新聞』四月一五日付）。
- (15) 琵琶湖疏水が下流の大阪府に影響を及ぼすことはない、とする主張は、京都府側の主張でもあったが、そのことはその後の歴史過程の中で証明されていくことになる（拙稿「琵琶湖疏水をめぐる政治動向（下）」参照）。この点をも正確に認識していた関の冷徹な眼は特筆していい。
- (16) 『中外電報』四月一日付は「夜会の無礼武官の立腹」と題する記事を掲載し、桜席の近衛の一將校が名刺とともに招待状を返却して退席し、また一人の少佐は北垣府知事の面前で招待状を引き裂いて退席したことを述べ、四月三日の名古屋での夜会が天皇の「臨御」にもかかわらず席に等級を設けなかつたことに比較して、当局者の姿勢を非難した。
- (17) 『京都日報』四月六日付。『中外電報』四月六日付。四月五日の京都市会では、下間庄右衛門が琵琶湖疏水工事竣工を記念して北垣知事の功勞と併せて疏水工事を永世に表彰するため記念碑を建設し、費用は疏水工事に属する不用品を売却し、残額は市民の寄付金を以てし、また疏水工事に従事した役人の功勞ある者にたいし勳賞与金を与えんと建議をし、富田半兵衛の時期早尚との意見もあつたが、建議は採用されている。
- (18) 北垣は、四月二一日の時点で、この事業は「京都市民の大計を察するの精神と又た其忍耐とに依りて成就したるものにして本官の敢て当る所に非ず、且つ目下市費夥多の折柄若干の市税を費し壯觀なる記念碑を建設するが如きは本官良心に於て安せざる所」という書面を市参事会に送り、記念碑建設の辞退を表明していた（『中外電報』四月二一日付）。
- (19) 次のような表現である。「四ヶ年有余の年月を消し百有余万円の金額を費して以て其の功を竣たる疏水工事は果して予期の効果を収め得たるか、世上幾多の懷疑論者をして口を噤め筆を投じて復た冷評熱罵の言を発すること能はざらしむるに至りたるか、余輩は市會議員諸氏の少しく早計に失したるなきやを疑ふなり」、「疏水の効用世に顕はれて市民其の恩沢に浴するの日を俟たざるべからず」。このような『中外電報』の姿勢は四月二九日付で「疏水工事記念碑建設に就て」と題する東京上野在の「柳条生」の、ほぼ同趣旨の「寄書」を掲載したことにもあらわれている。
- (20) この寄書は、『京都日報』にも掲載されている（四月三〇日付）。
- (21) この久世、紀伊両郡住民の動向、そしてそれが淀川改修運動に収斂していく過程は、拙稿「琵琶湖疏水工事をめぐる政治動向（下）」に詳しい。
- (22) 宮城は、いつからいつまでかは不明であるが、日出新聞社の社員も動めた（『京都新聞百年史』一七二—一七三頁）。
- (23) 宮城は、その功績は、北垣が当初うちだした六個の利益（①水力による工作製造法の改良、②舟運による運輸の拡充、③灌漑用水による收穫増加、④水車による精米、⑤飲料水、火災防水、⑥下水清浄による衛生の便）の実効を挙げることができると

うかかかっている、とした。